

ETC2.0車載器購入促進助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、事業用トラックの安全運行と輸送の効率化を図るために、ETC2.0車載器を導入した場合にその費用の一部を助成することによって安全運転に役立てることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象とする車載器は、ITS-TEA（ITSサービス高度化機構）が認定したETC2.0車載器とし、別紙1の通りとする。

(実施期間)

第 3 条 事業の実施期間として、平成28年4月1日から平成29年2月末日までとする。

(助成金の交付額)

第 4 条 助成金は、コーポレートカードを利用する会員事業者が、平成28年4月1日以降、新たにETC2.0車載器を購入（リースは不可）した場合に次の通り支給する。

車載器1台当たり 7,000円

但し、全ト協補助分が終了した場合は秋田県のみで1台3,000円となります。

- 1社あたりの単年度助成額は、会費の算定台数までとする。
- 補助額の限度額は、すべての補助を合算し実費額までとします。
- NEXCO等から助成を受けた装置も対象とするが、国土交通省が実施した「ETC2.0車載器運行管理支援サービス」の社会実験において補助金を受けた車載器については助成金を交付しない。
- 5、予定の予算額に達した場合は、年度の途中でも終了とする。

(助成金の請求)

第 5 条 会員事業者は、別途定める「ETC2.0車載器導入実績報告書（助成金請求書）」により秋ト協へ請求する。

2. 前項に定める請求書には、内訳書、経費の明細書、領収書の写し、コー

ポレートカードの写し、セットアップ証明書の写し、取付証明書、取り付けた機器の写真、国からの補助金受けない旨の証明書、車検証の写しを添付して、秋ト協に請求する。

(助成金の交付)

第 6 条 秋ト協は、会員から提出された請求書等を精査し、適正と認めるときは助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 7 条 秋ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他秋ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(財産の処分制限)

第 8 条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、予め秋ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

《附 則》

1. 本要綱は平成28年4月1日より適用する。